

令和8年度 静岡営繕事務所の事業概要



SHIZUOKA
EIZEN
営繕

令和8年6月

1. 静岡営繕事務所の概要（業務概要、所在地、組織図、沿革）
2. 令和8年度発注工事、業務の概要
3. 防災拠点となる官庁施設の耐震対策・津波対策
4. 営繕工事における取組
 - 4-1 令和8年度 働き方改革の取組
 - 4-2 令和8年度 生産性向上技術の活用に関する取組
 - 4-3 令和8年度 静岡営繕事務所の取組
5. 工事災害防止
6. 官庁施設の保全

中部地方整備局は、名古屋市にある本局と岐阜・静岡・愛知・三重・長野(南信)にある37の事務所とその出張所で組織されています。中部地域（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・長野（南信））の重要なインフラの整備・管理を担っています。

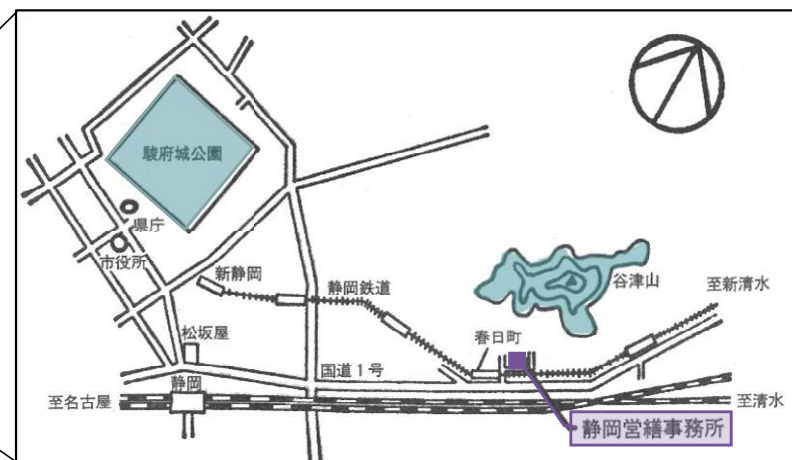
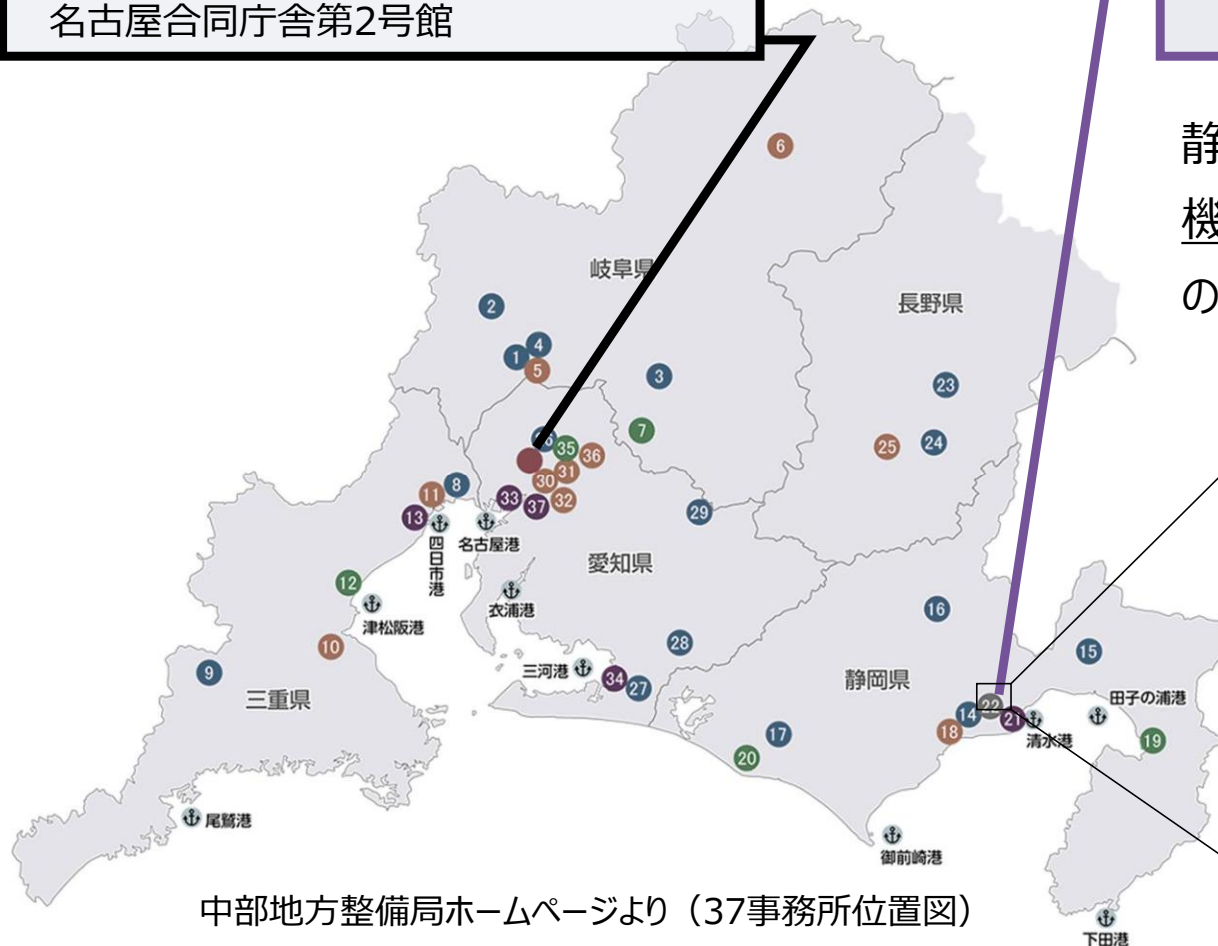
中部地方整備局（本局）

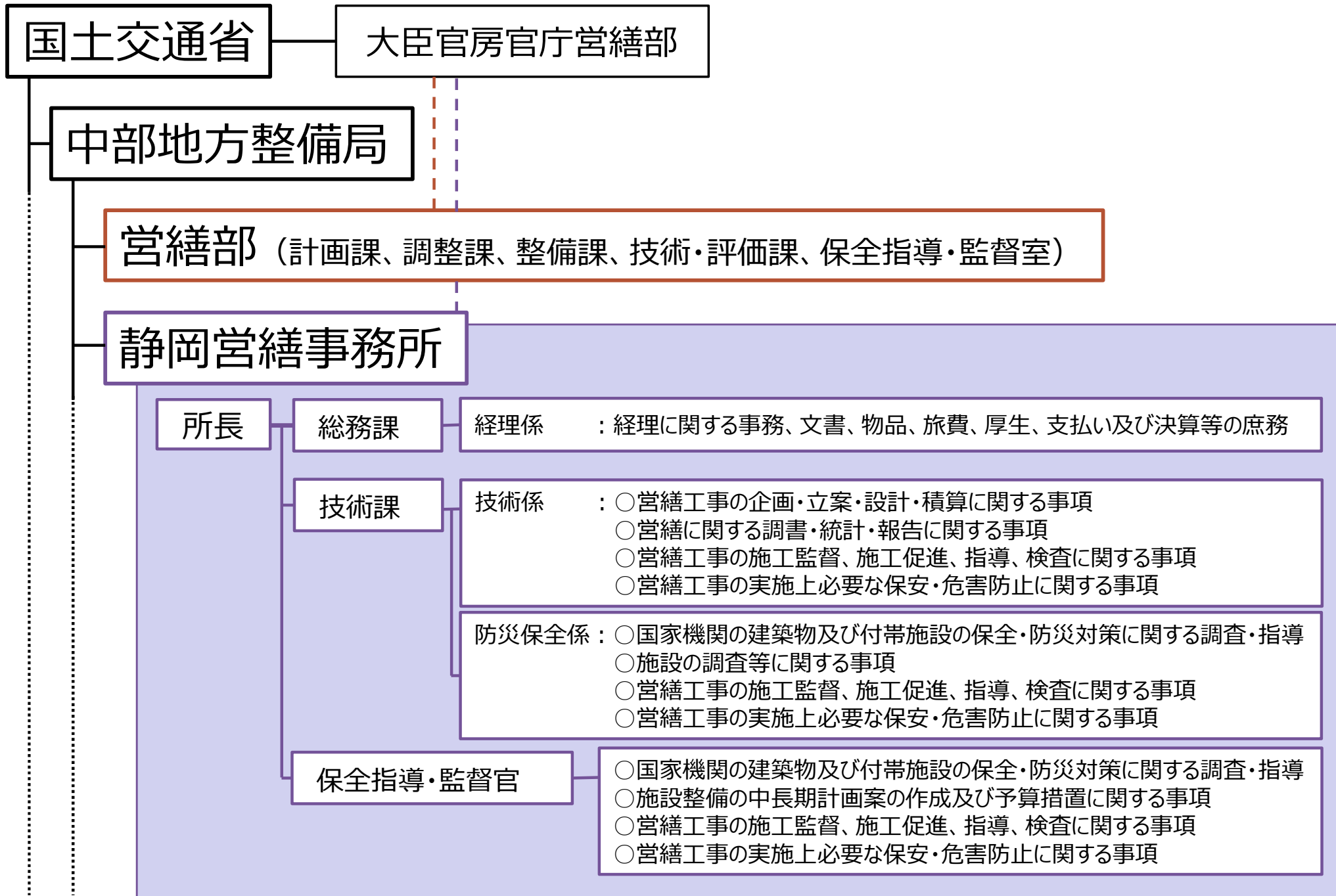
愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館

② 静岡宮繕事務所

静岡県静岡市葵区春日2丁目4番25号

静岡宮繕事務所は、静岡県に所在する国家機関の官庁施設について、施設整備や庁舎の保全指導を実施しています。





事務所の沿革

昭和24年 7月30日	中部地方建設局浜松宮繕出張所 設置 (浜松市西伊場町 大蔵省専売局浜松工場内)
昭和25年11月29日	中部地方建設局浜松宮繕出張所 廃止
昭和25年11月30日	中部地方建設局静岡宮繕出張所 設置 (静岡市小鹿1番地)
昭和27年 8月 1日	中部地方建設局静岡宮繕出張所 廃止
昭和56年 4月 6日	中部地方建設局静岡宮繕工事事務所 設置 (静岡市南安倍2丁目10-1)
<u>平成 4年 5月 1日</u>	<u>現庁舎に移転</u> (静岡市春日2丁目4-25) 現庁舎に移転し34年目
平成13年 1月 6日	国土交通省中部地方整備局静岡宮繕工事事務所に名称変更
平成15年 4月 1日	国土交通省中部地方整備局静岡宮繕事務所に名称変更
平成17年 4月 1日	政令指定都市へ移行 (静岡市葵区春日2丁目4-25)

事務所の所掌業務

昭和24年 7月30日	静岡県内の宮繕工事
昭和25年11月30日	静岡県内の宮繕工事
昭和56年 4月 6日	静岡県内の宮繕工事
昭和57年 4月 1日	静岡県内の <u>宮繕工事</u> 、並びに、 静岡県内の国家機関の建築物及び付帯施設の <u>保全に関する指導</u>



2. 工事・業務概要

工事・業務発注一覧（令和8年6月現在）

最新情報は 又は 若しくは で

工事 業務	N o.	発注機関	種別	名称	備考
工事	1	本局(営繕部)	建築工事	令和6年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部庁舎建築工事	継続
	2	本局(営繕部)	電気設備工事	令和6年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部庁舎電気設備工事	継続
	3	本局(営繕部)	機械設備工事	令和6年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部庁舎機械設備工事	継続
	4	本局(営繕部)	電気設備工事	令和7年度 沼津地方合同庁舎電気設備改修工事	継続
	5	本局(営繕部)	暖冷房衛生設備工事	令和7年度 島田労働総合庁舎空調設備改修工事	完成 (R8.5)
	6	静岡営繕	暖冷房衛生設備工事	令和7年度 浜松東税務署空調設備改修工事	完成 (R8.5)
	7	静岡営繕	建築工事	令和8年度 関東農政局静岡市庁舎改修工事	R8.4公告
	8	静岡営繕	暖冷房衛生設備工事	令和8年度 磐田地方合同庁舎空調設備改修工事	R8.5公告
	9	本局(営繕部)	電気設備工事	令和8年度 清水地方合同庁舎電気設備改修工事	R8.11公告予定
工事 監理 業務	①	静岡営繕	建築コンサルタント業務	令和6年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部庁舎工事監理業務	継続
	②	静岡営繕	建築コンサルタント業務	令和7年度 沼津地方合同庁舎電気設備改修工事監理業務	継続
	③	静岡営繕	建築コンサルタント業務	令和7年度 島田労働総合庁舎空調設備改修ほか1件工事監理業務	完了 (R8.5)
	④	静岡営繕	建築コンサルタント業務	令和8年度 関東農政局静岡市庁舎改修工事監理業務	R8.6公告予定
	⑤	静岡営繕	建築コンサルタント業務	令和8年度 磐田地方合同庁舎空調設備改修工事監理業務	R8.6公告予定
	⑥	静岡営繕	建設コンサルタント業務	令和8年度 清水地方合同庁舎電気設備改修工事監理業務	R9.2公告予定

※ R7年度からの継続工事・業務を含めて掲載しています。

2. 工事・業務概要

令和8年度 工事・工事監理業務 概要

中部地方整備局管内図より。
本資料は、令和8年6月時点の予定であり、今後変更される可能性がある。

凡例



(単位:百万円)	令和7年度 以前予算	令和8年度 以降予算
■:官庁営繕費	20	320
●:支出委任	2,927	3,102
合計	2,947	3,422
	6,369	

- 6 ● 浜松東税務署 (空調設備改修) 【完成】
- 5 ● 島田労働総合庁舎 (空調設備改修) 【完成】
- ③ ● 島田労働総合庁舎空調設備改修ほか1件(浜松東税務署含む) 【完了】

- 7 ● 関東農政局静岡市庁舎 (外壁・建具改修) 【新規】
- ④ ● 関東農政局静岡市庁舎 (外壁・建具改修) 【新規】

- 9 ● 清水地方合同庁舎 (受変電・自家発電改修) 【新規】
- ⑥ ● 清水地方合同庁舎 (受変電・自家発電改修) 【新規】

- 1 ● 静岡地方・家庭裁判所沼津支部 (庁舎新築 建築工事) 【継続】
- 2 ● 静岡地方・家庭裁判所沼津支部 (庁舎新築 電気設備工事) 【継続】
- 3 ● 静岡地方・家庭裁判所沼津支部 (庁舎新築 機械設備工事) 【継続】
- ① ● 静岡地方・家庭裁判所沼津支部 (庁舎新築) 【継続】

- 8 ● 磐田地方合同庁舎 (空調設備改修) 【新規】
- ⑤ ● 磐田地方合同庁舎 (空調設備改修) 【新規】

- 4 ■ 沼津地方合同庁舎 (電気設備改修) 【継続】
- ② ■ 沼津地方合同庁舎 (電気設備改修) 【継続】



耐震対策の推進

静岡地方合同庁舎・静岡法務総合庁舎 耐震改修

外付け鉄骨ブレース及びバットレス（控壁）補強を行うことにより、内部補強範囲を最小限とし、また、外周部に地盤改良及び地盤アンカー補強を行い、浮き上がりを防止している。
（令和7年3月完成）



沼津地方合同庁舎 耐震改修

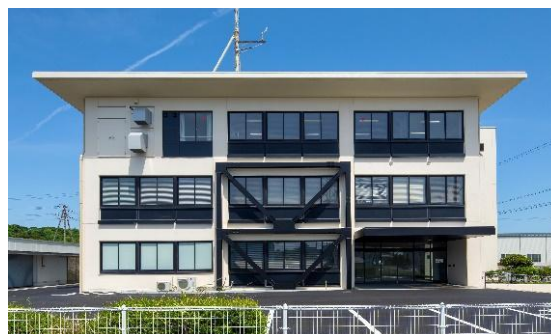
外付け鉄骨ブレースを行うことにより、内部補強範囲を最小限としている。
（令和4年9月完成）



津波対策の推進

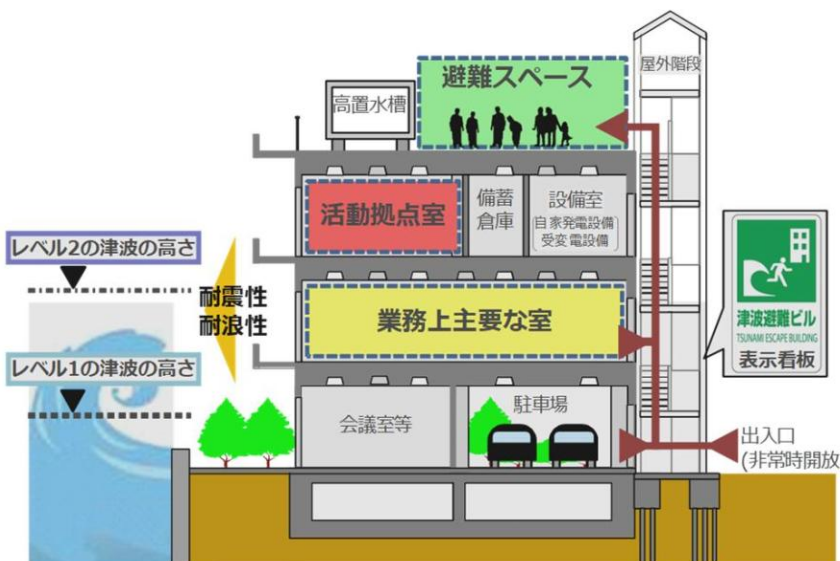
御前崎港湾合同庁舎津波改修

波圧補強として外壁増打し、外付け鉄骨ブレース設置による補強を行うとともに、自家発電設備を3階に移転し、外周部に地盤改良及び地盤アンカー補強を行っている。（令和6年5月完成）



清水地方合同庁舎津波改修

周辺住民が低層棟屋上に避難可となるように避難階段を設置。静岡市津波避難ビルに指定されている。
（平成26年完成）



官庁施設における津波対策のイメージ

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等

- 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む）
 - ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」の活用
 - ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」
- 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認）
- 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定

週休2日の取組

- 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定
- 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議
- 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）

施工時期等の平準化

- 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散
 - ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用(工事)、余裕期間制度の試行(設計業務)

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等

- 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定
 - ・実勢価格や現場実態の的確な反映
 - ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定
 - ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入
 - ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増(試行)
- 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用(工事)、業務スライドの試行

生産性向上

ICTの積極的な活用等

- 生産性向上技術の活用
 - ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR(発注者情報要件)の適用(新営設計・工事)、BIMデータを活用した積算業務の試行)
 - ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等
- 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進

書類の効率化

- 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供
- 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化
- 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定

関係者間調整の円滑化

- 設計業務の発注における設計条件の明示
- 適切な設計図書への作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等）
- 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記）
- 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン(士会連合会)」、BIMの活用）
- 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

民間で開発、導入された生産性向上技術が、官庁営繕事業において導入、活用されやすくなるよう対応を行う。

生産性向上技術の活用

BIM、情報共有システム等

BIM^{※1}活用

※1 Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR^{※2}を適用。

※2 Employer's Information Requirements (発注者情報要件)

- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、指定項目を設定。(具体的な実施内容は、受発注者間協議で決定。)
- ・全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目(推奨項目)を設定。
- ・BIM伝達会議において工事受注者に貸与可能な設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。

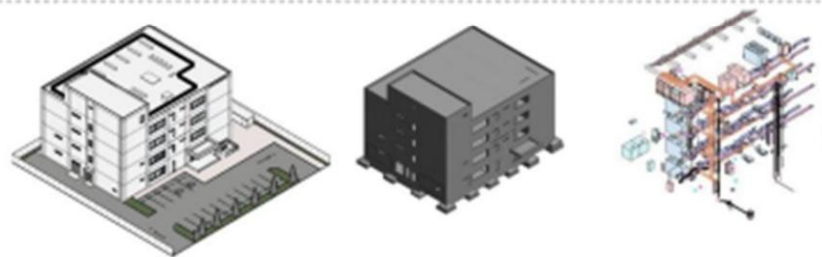
●BIMデータを活用した積算業務(試行)

BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。

【参考】

官庁営繕事業の設計業務においてBIMデータを作成する場合のBIMデータの入力情報や設定内容の目安となる「営繕BIMモデル」を作成し、データを公開

(Revit版：令和6年10月、Archicad版：令和7年9月公開)



【他の取組】情報共有システムの活用(原則全ての営繕工事で活用)、デジタル工事写真の黒板情報電子化の活用(原則全ての営繕工事で活用)

施工

ICT建築土工※3の試行

※3 ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。



オープンカット法面整形(60° 3D)



つぼ掘 床付け(3D: 2D+高さ)



施工管理

デジタル技術を活用した監督検査（試行）

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。
従来の目視による確認に代えて、タブレット等で撮影した画像判定で確認。

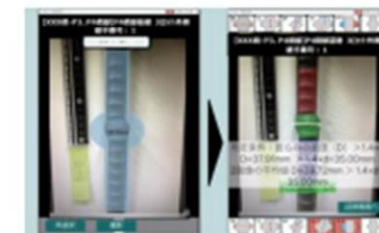
●デジタル配筋検査



対象物を撮影

検査結果
(判定結果+計測値)

●デジタルガス圧接継手外観検査

対象物を撮影
(撮影ガイド付き)検査結果
(判定結果+計測値)

【他の取組】建設現場の遠隔臨場（原則全ての営繕工事で活用）

設計時の配慮

設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記

工事の発注時・完成時における評価

総合評価落札方式における評価

入口評価

- S型により発注する新営工事及び改修工事において、生産性向上技術に関する提案を評価。

【入札説明書等で例示している評価対象とする生産性向上技術】

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工※4、BIMの活用、小黑板情報を活用した工事写真アルバムの自動作成

※4 ICT建築土工、墨出しロボット、鉄筋結束ロボット、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等

請負工事成績評定における評価

出口評価

- 全ての営繕工事において、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価。

自動化施工の例



鉄筋結束ロボット



運搬ロボット



装着型作業支援ロボット

静岡営繕事務所が管轄する全ての工事に適用

- 適正な工期設定（週休2日を前提、猛暑による作業不能日を考慮等）
- 猛暑対策（猛暑期間・猛暑時間の作業回避、猛暑対策に必要な経費等の確保等）
- 施工時期の平準化（発注時期の調整、余裕期間制度の活用）
- 予定価格の適正な設定
- 生産性向上技術の活用
 - ・BIMの活用（EIRの適用（新営工事））
 - ・情報共有システムの活用
 - ・デジタル工事写真の黒板情報電子化の活用
 - ・建設現場の遠隔臨場
- 工事関係書類の効率化（「営繕工事における工事書類の簡素化ガイド」（R8.3））

- 中部地方整備局管内では、年間50～80件（過去5年間）の工事事故が発生している。
- 令和7年度の事故発生件数は、過去5年間平均程度の64件であった。
- 工事事故の撲滅を目標に以下の重点対策（昨年度と同様）を実施する。

重点対策実施事項

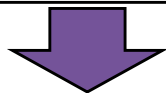
- ① 総括監督員による安全パトロールの実施
- ② 副所長等による抜き打ち点検の実施
- ③ 安全サポートマニュアル・安全管理〇×写真集の活用
- ④ 下請業者の安全パトロールへの参加促進
- ⑤ 労働基準監督署との合同安全パトロールの実施
- ⑥ 安全対策に関する新技術の活用促進
- ⑦ 熱中症の重篤化を防ぐための対策実施

「**保全**」とは、建物が完成して解体されるまでの間、安全性や執務環境等の性能・機能を**良好な状態に保つ**ことです。

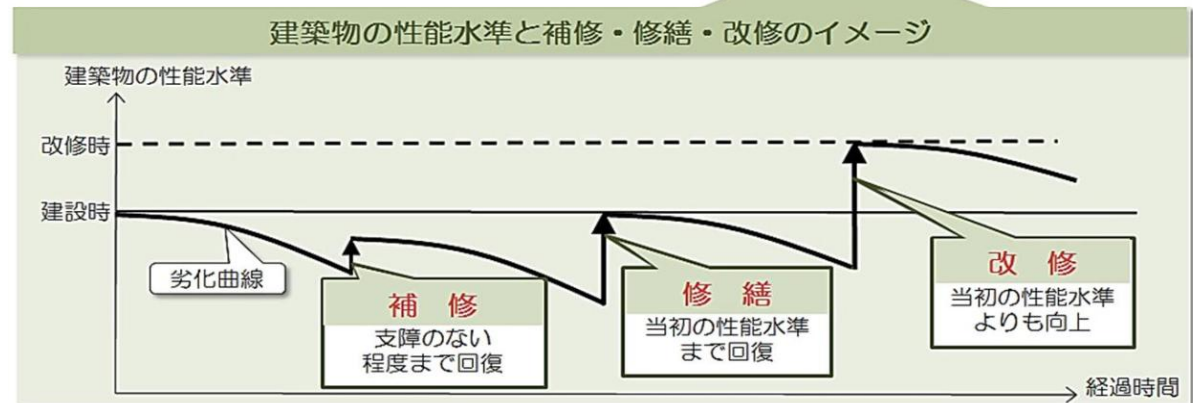
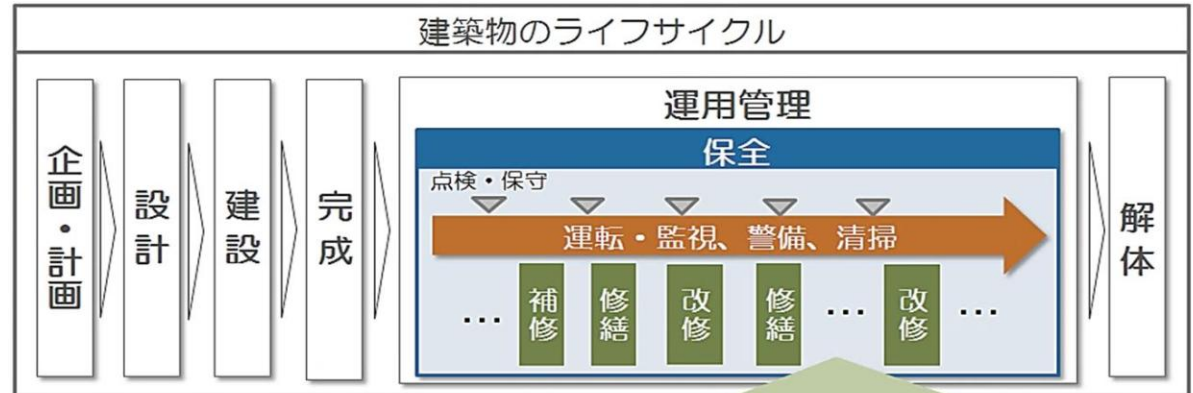
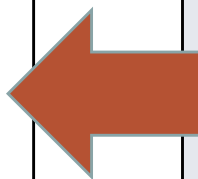
そのためには、**日常の点検・保守、補修、修繕、改修を計画的に実施**していく必要があります。



建物が完成してから30年以上経過している官庁施設は、全体の57%以上を占め、さらに増加すると予想されています。



官庁施設の管理者には、官庁施設の長期的耐用性を確保するため、**適正な保全を確実に実施**することが求められます。



国土交通省官庁営繕部

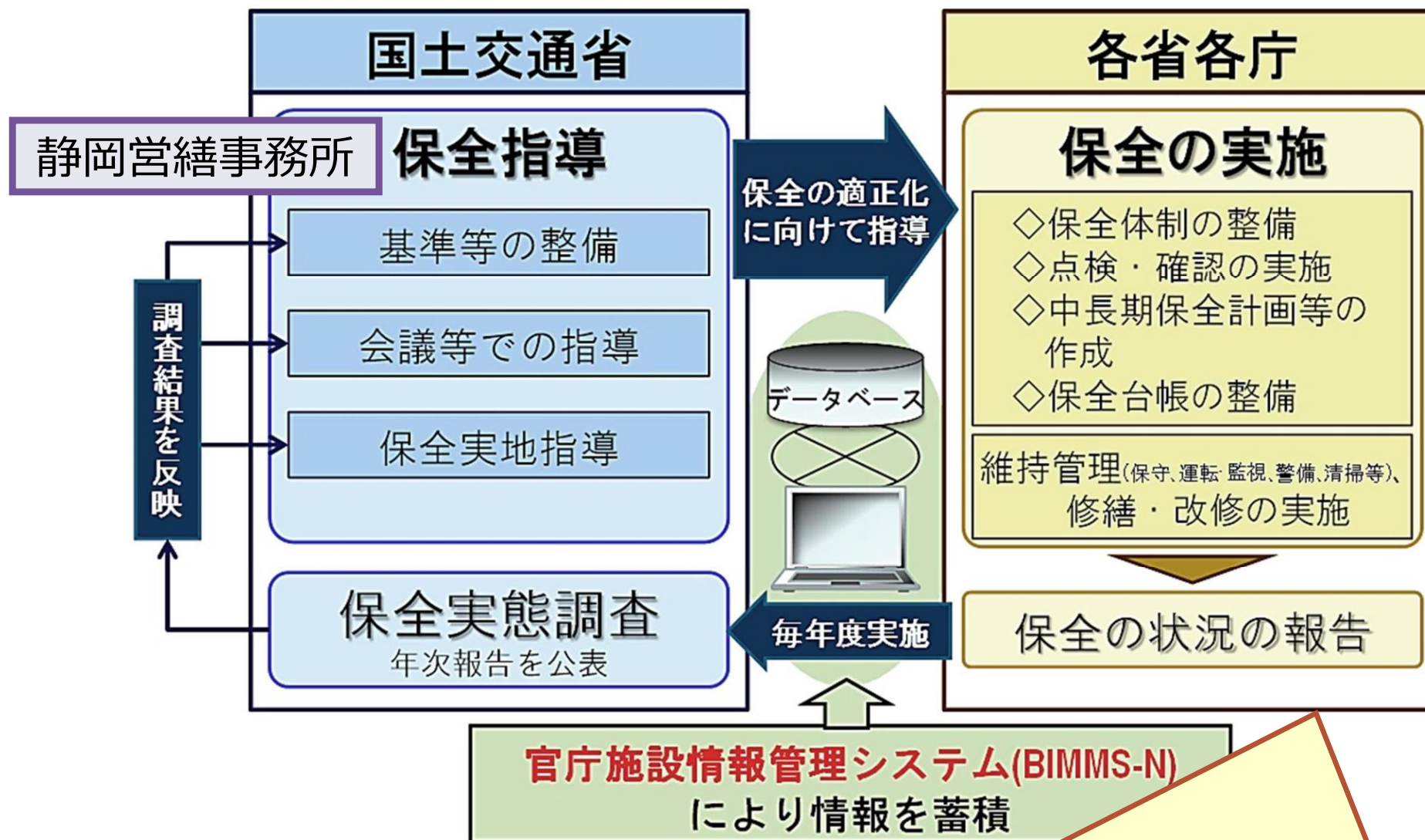
- ・保全に関する技術基準等の整備

静岡営繕事務所

- ・保全会議・講習会等の実施

- ・実地における保全指導

等を行い**適正な保全の支援**を行います



静岡営繕事務所では、各省庁が行う中長期保全計画作成の支援や、修繕相談、改修工事の企画立案等の支援、官庁施設情報管理システムへの情報入力操作支援等を行っています。